



三重県公報

令和6年9月24日（火）

第 552 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	告 示		
639	生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定	(地 域 福 祉 課)	2
640	生活保護法の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	(同)	2
641	生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	2
642	生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の休止の届出	(同)	3
643	生活保護法の規定による指定医療機関からの指定の辞退	(同)	3
644	生活保護法の規定による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定	(同)	3
645	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関の指定	(同)	3
646	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	(同)	4
647	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	4
648	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の休止の届出	(同)	4
649	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの指定の辞退	(同)	4
650	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療支援給付のための施術を担当する施術者の指定	(同)	5
651	特定第2号漁業者の同意が要件に適合している旨	(水 産 振 興 課)	5
652	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中 小 企 業 ・ サ ー ビ ス 産 業 振 興 課)	5
653	三重県が管理する港湾施設の概要の一部を改正する告示	(港 湾 ・ 海 岸 課)	6
	公 告		
	公共測量が終了した旨の通知	(公 共 用 地 課)	7

告 示

三重県告示第 639 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和 6 年 9 月 24 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
岩間眼科	鈴鹿市白子駅前 2 番 20 号	令和 6 年 8 月 1 日
医療法人桜森会 さくらの森眼科	鈴鹿市岸岡町 3390 番地	令和 6 年 8 月 1 日
あおい歯科クリニック	尾鷲市南陽町 10-6	令和 6 年 9 月 1 日
のぞみ歯科口腔外科	三重郡川越町豊田 273	令和 6 年 9 月 1 日
クスリのアオキ馬瀬薬局	伊勢市馬瀬町 17-1	令和 6 年 9 月 1 日
ライフ薬局 西豊浜店	伊勢市西豊浜町 110-2	令和 6 年 8 月 1 日
クスリのアオキ松阪三雲薬局	松阪市小舟江町 245 番地 1	令和 6 年 9 月 1 日
はあと薬局 大黒田店	松阪市大黒田町 454-14	令和 6 年 8 月 1 日
はあと薬局 鎌田店	松阪市鎌田町 195-19	令和 6 年 8 月 1 日
はあと薬局 在宅センター	松阪市駅部田町 233-1	令和 6 年 8 月 1 日
はあと薬局	松阪市小黒田町 251-6	令和 6 年 8 月 1 日
クスリのアオキ度会薬局	度会郡度会町大野木 1874-1	令和 6 年 9 月 1 日
訪問看護ステーションリレー	津市桜橋三丁目 55 番地 1 号エクスクリエ桜橋 103 号室	令和 6 年 8 月 1 日

三重県告示第 640 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 6 年 9 月 24 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
中村歯科	南牟婁郡紀宝町鶴殿 1992-13	名称：なかむら歯科・矯正歯科	令和 6 年 5 月 1 日

三重県告示第 641 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 6 年 9 月 24 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
今谷眼科	四日市市羽津山町 15-15	令和 6 年 7 月 17 日
前川小児科医院	鈴鹿市中旭が丘 3 丁目 11 番 1 号	令和 6 年 8 月 1 日
朝日皮膚科	鈴鹿市白子本町 11-33	令和 6 年 7 月 14 日
さくらの森眼科	鈴鹿市岸岡町 3390 番地	令和 6 年 7 月 31 日
岩間眼科	鈴鹿市白子駅前 2 番 20 号	令和 6 年 7 月 31 日
ひろせ胃腸科外科	鈴鹿市飯野寺家町 235 番地 4	令和 6 年 7 月 31 日
医療法人垂水会たるみ内科胃腸科	松阪市新町 946-1	令和 6 年 7 月 31 日
はあと薬局	松阪市小黒田町 251-6	令和 6 年 7 月 31 日
はあと薬局 在宅センター	松阪市駅部田町 233-1	令和 6 年 7 月 31 日

はあと薬局鎌田店	松阪市鎌田町 195-19	令和 6 年 7 月 31 日
はあと薬局 大黒田店	松阪市大黒田町 454-14	令和 6 年 7 月 31 日
ライフ薬局 西豊浜店	伊勢市西豊浜町 110-2	令和 6 年 7 月 31 日

三重県告示第 642 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の休止の届出がありました。

令和 6 年 9 月 24 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	休止年月日
尾崎内科	志摩市阿児町神明里中 289-1	令和 6 年 7 月 20 日

三重県告示第 643 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 51 条第 1 項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退がありました。

令和 6 年 9 月 24 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	辞退年月日
医療法人いとうデンタルクリニック	津市藤方 143 番地 1	令和 6 年 8 月 1 日

三重県告示第 644 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 49 条の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術者を指定しました。

令和 6 年 9 月 24 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
樋口 まりな	リハビリ＋訪問鍼灸マッサージ こころ津治療院	津市一身田中野 167-1 コーポ蔵付 207	令和 6 年 1 月 1 日
小黒 瞭	リハビリ＋訪問鍼灸マッサージ こころ津治療院	津市一身田中野 167-1 コーポ蔵付 207	令和 6 年 1 月 1 日
伊藤 雄太	リハビリ＋訪問鍼灸マッサージ こころ津治療院	津市一身田中野 167-1 コーポ蔵付 207	令和 6 年 6 月 1 日
樋口 卓治	フレアス在宅マッサージ 四日市北施術所	四日市市東富田町 1747-20-102	令和 6 年 8 月 26 日

三重県告示第 645 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和 6 年 9 月 24 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
岩間眼科	鈴鹿市白子駅前 2 番 20 号	令和 6 年 8 月 1 日
医療法人桜森会 さくらの森眼科	鈴鹿市岸岡町 3390 番地	令和 6 年 8 月 1 日
あおい歯科クリニック	尾鷲市南陽町 10-6	令和 6 年 9 月 1 日
のぞみ歯科口腔外科	三重郡川越町豊田 273	令和 6 年 9 月 1 日
クスリのオオキ馬瀬薬局	伊勢市馬瀬町 17-1	令和 6 年 9 月 1 日
ライフ薬局 西豊浜店	伊勢市西豊浜町 110-2	令和 6 年 8 月 1 日

クスリのアオキ松阪三雲薬局	松阪市小舟江町 245 番地 1	令和 6 年 9 月 1 日
はあと薬局 大黒田店	松阪市大黒田町 454-14	令和 6 年 8 月 1 日
はあと薬局 鎌田店	松阪市鎌田町 195-19	令和 6 年 8 月 1 日
はあと薬局 在宅センター	松阪市駅部田町 233-1	令和 6 年 8 月 1 日
はあと薬局	松阪市小黒田町 251-6	令和 6 年 8 月 1 日
クスリのアオキ度会薬局	度会郡度会町大野木 1874-1	令和 6 年 9 月 1 日
訪問看護ステーションリレー	津市桜橋三丁目 55 番地 1 号エクスクリエ桜橋 103 号室	令和 6 年 8 月 1 日

三重県告示第 646 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 6 年 9 月 24 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
中村歯科	南牟婁郡紀宝町鶴殿 1992-13	名称：なかむら歯科・矯正歯科	令和 6 年 5 月 1 日

三重県告示第 647 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 6 年 9 月 24 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
今谷眼科	四日市市羽津山町 15-15	令和 6 年 7 月 17 日
前川小児科医院	鈴鹿市中旭が丘 3 丁目 11 番 1 号	令和 6 年 8 月 1 日
朝日皮膚科	鈴鹿市白子本町 11-33	令和 6 年 7 月 14 日
さくらの森眼科	鈴鹿市岸岡町 3390 番地	令和 6 年 7 月 31 日
岩間眼科	鈴鹿市白子駅前 2 番 20 号	令和 6 年 7 月 31 日
ひろせ胃腸科外科	鈴鹿市飯野寺家町 235 番地 4	令和 6 年 7 月 31 日
医療法人垂水会たるみ内科胃腸科	松阪市新町 946-1	令和 6 年 7 月 31 日
はあと薬局	松阪市小黒田町 251-6	令和 6 年 7 月 31 日
はあと薬局 在宅センター	松阪市駅部田町 233-1	令和 6 年 7 月 31 日
はあと薬局鎌田店	松阪市鎌田町 195-19	令和 6 年 7 月 31 日
はあと薬局 大黒田店	松阪市大黒田町 454-14	令和 6 年 7 月 31 日
ライフ薬局 西豊浜店	伊勢市西豊浜町 110-2	令和 6 年 7 月 31 日

三重県告示第 648 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の休止の届出がありました。

令和 6 年 9 月 24 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	休止年月日
尾崎内科	志摩市阿児町神明里中 289-1	令和 6 年 7 月 20 日

三重県告示第 649 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退がありました。

令和6年9月24日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	辞退年月日
医療法人いとうデンタルクリニック	津市藤方143番地1	令和6年8月1日

三重県告示第650号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（同法第55条において準用する場合を含む。）の規定により、医療支援給付のための施術を担当する施術者を指定しました。

令和6年9月24日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
樋口 まりな	リハビリ+訪問鍼灸マッサージ ところ津治療院	津市一身田中野167-1 コーポ蔵付207	令和6年1月1日
小黑 瞭	リハビリ+訪問鍼灸マッサージ ところ津治療院	津市一身田中野167-1 コーポ蔵付207	令和6年1月1日
伊藤 雄太	リハビリ+訪問鍼灸マッサージ ところ津治療院	津市一身田中野167-1 コーポ蔵付207	令和6年6月1日
樋口 卓治	フレアス在宅マッサージ 四日市北施術所	四日市市東富田町1747-20-102	令和6年8月26日

三重県告示第651号

次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項の規定による特定第2号漁業者の同意は、同項に規定する要件に適合しているものと認めます。

令和6年9月24日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

区 域	区 分
波切区域 （三重外湾漁業協同組合のうち波切の地区）	あらめをとる漁業（総トン数10トン未満の漁船により主としてあらめをとる漁業）
片田区域 （三重外湾漁業協同組合のうち片田の地区）	小型刺網漁業（総トン数10トン未満の漁船により主としてえび刺網を使用して営む漁業）
布施田区域 （三重外湾漁業協同組合のうち布施田の地区）	小型刺網漁業（総トン数10トン未満の漁船により主としてえび刺網を使用して営む漁業）

三重県告示第652号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び第2項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により松阪市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和6年9月24日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン松阪船江

松阪市船江町1392番地の3 ほか

2 松阪市から聴取した意見

（1）駐車需要の充足等交通に係る事項

駐車場出入口付近における交通事故防止のため、必要に応じて警備員を配置する等の措置を執ること。

（2）騒音の発生に係る事項

ア 騒音の苦情が発生した場合、速やかに誠意をもって対応すること。

イ 計画概要書の騒音値は予測値であるため、営業開始後に実測を行い、騒音値の把握に努めること。

ウ 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）、振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）及び三重県生活環境の保全に関する条例（平成 13 年条例第 7 号）の騒音及び振動関係の届出が必要な場合、松阪市環境課に届出するとともに、当該敷地境界で規制基準を遵守すること。

(3) その他の事項

ア 店舗出入口や駐車場等において青少年の溜まり場となることを抑止するため、店舗内に加え駐車場内においても、従業員等による巡回パトロールの実施のほか、防犯カメラを適切な場所へ設置し、犯罪抑止措置を執ること。特に、夜間の防犯対策等に関して、安全対策等の設備充実について更なる配慮を行うこと。

イ 搬入車両の入庫作業及び荷さばき作業は、苦情が発生しないように配慮して行うこと。

ウ 「船江・大塚町地区地区計画」に定める、区域の整備・開発及び保全に関する方針並びに地区整備計画に基づいた、開発行為・建築行為を行うこと。また、当該地域は松阪市立地適正化計画の都市機能誘導区域外となるため、大規模小売店舗立地法第 2 条第 1 項に規定する店舗面積が 5,000 ㎡以上の店舗に該当する場合は、届出を行うこと。

エ 松阪市景観条例（平成 20 年松阪市条例第 33 号）及び三重県屋外広告物条例（昭和 41 年三重県条例第 45 号）に基づいた届出等が必要であるため、必要な手続きを行うこと。

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

令和 6 年 9 月 24 日から同年 10 月 24 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 653 号

港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 34 条において準用する同法第 12 条第 5 項の規定に基づき、三重県が管理する港湾施設の概要（平成 13 年三重県告示第 422 号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行します。

令和 6 年 9 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

宇治山田港の表中

「

(1) 水域施設

港湾施設の種類	名 称	水深(m)	延長(m)又は面積(㎡)	施 設 番 号
航路	宇治山田港航路	－4.5	延長 380 幅員 75	A-1-1
	宇治山田港航路	－3.5	延長 1,900 幅員 50	A-1-2
泊地	神社泊地	－3.5	10,800	A-2-1
	神社泊地	－4.5	44,000	A-2-2
	神社泊地	－2.0	20,000	A-2-3
	大湊泊地	－5.0	52,000	A-2-4
	今一色泊地	－1.2	6,350	A-2-5
	今一色泊地	－1.0	11,500	A-2-6
	今一色泊地	－1.5	6,000	A-2-7

を

」

(1) 水域施設

港湾施設の種類	名 称	水深(m)	延長(m)又は面積(㎡)	施 設 番 号
航路	宇治山田港航路	－4.5	延長 380 幅員 75	A-1-1
	宇治山田港航路	－3.5	延長 1,900 幅員 50	A-1-2

	宇治山田港航路	-2.0	延長 幅員 200 15	A-1-3
泊地	神社泊地	-3.5	10,800	A-2-1
	神社泊地	-4.5	44,000	A-2-2
	神社泊地	-2.0	20,000	A-2-3
	大湊泊地	-5.0	52,000	A-2-4
	今一色泊地	-1.2	6,350	A-2-5
	今一色泊地	-1.0	11,500	A-2-6
	今一色泊地	-1.5	6,000	A-2-7

に

改める。

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和5年5月31日に終了した旨、国土交通省港湾局長から通知がありました。

令和6年9月24日

三重県知事 一見勝之

1 作業種類

公共測量（GNSS水準測量及び1級水準測量）

2 作業地域

四日市市八田三丁目、同市白須賀二丁目、同市白須賀三丁目、同市大字羽津、同市大字羽津甲、同市大字羽津乙、同市霞一丁目、同市霞二丁目、同市高浜新町、同市午起一丁目、同市午起二丁目、同市午起三丁目、同市浜町、同市北納屋町、同市中納屋町、同市稲葉町、同市高砂町、同市尾上町、同市千歳町、同市末広町、同市曙町、同市曙二丁目、同市新正三丁目、同市新正四丁目、同市大井の川町一丁目、同市大井の川町二丁目、同市大井の川町三丁目、同市大浜町、同市東邦町、同市海山道町二丁目、同市宮東町一丁目、同市宮東町二丁目、同市宮東町三丁目、同市七つ屋町、同市高旭町、同市馳出町一丁目、同市馳出町二丁目、同市馳出町三丁目、同市御薊町一丁目、同市塩浜本町一丁目、同市浜旭町、同市川合町、同市楠町小倉及び同市楠町北五味塚

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
 三重県総務部法務・文書課
 電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>